

# 雇用の安定と生活支援に最優先で取り組みます

～3年間で2兆円規模の対策実施、140万人の雇用維持・創出～

## 年内既に実施している施策

### 1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。(12月15日から、190カ所)
  - 全国約13000戸の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。(12月19日までに752件の入居が決定)
  - 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用予定)

### 2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)
- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)
- (3) 生産量や雇用量などの支給要件を緩和して、制度を利用しやすくします。

### 3 採用内定取り消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)
- (2) 内定取り消しをしないよう企業指導を強化しています。(来年早々に企業名を公表できるようにします)

## 第二次補正予算成立後に実施する施策

### 1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

### 2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。
- (2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、長期間訓練の実施等)

## 21年度から実施する施策～雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

- ①非正規労働者の適用範囲を拡大します。(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- ②再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
- ③21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

詳しくは都道府県労働局もしくはハローワークの窓口にお問い合わせください。

# 雇用対策の動き

年 末

年度末

○ ハローワークで就職・住宅確保などの相談・支援窓口を開設(12月15日から、190か所)

○ 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)

- ・雇用促進住宅を最大限活用(約1.3万戸)し、12月15日から入居決定(19日までに住宅確保の相談6,004件、入居決定752件)
- ・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)

○ 住宅の継続使用

- ・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(一人一か月4~6万円、6か月まで)

○ 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の被保険者も対象に)等(500億円程度)

○ 内定取消し対策

- ・11月28日から、企業指導の強化等の内定取消しに向けた対応を開始
- ・内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給(1人当たり中小企業100万円、大企業50万円)

※ 雇用維持、住宅の継続使用について、事業主への働きかけ(12月9日~)

○ ふるさと雇用再生特別交付金(基金)創設(2,500億円)

○ 緊急雇用創出事業(基金)の開始(1,500億円)

○ 再就職支援対策(700億円程度)

- ・39歳までの年長フリーター等の正規雇用や、受け入れている派遣労働者を直接雇用を行った事業主への奨励金の支給(1人当たり中小企業100万円、大企業50万円)
- ・障害者等を雇い入れた中小企業への助成金(特定求職者雇用開発助成金)の拡充
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施

○ 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)

- ・非正規労働者の適用範囲拡大(雇用見込1年以上→6か月以上)
- ・再就職が困難な場合の失業給付期間の60日分延長

○ 雇用保険料引下げ

(△0.4%、21年度限り)(6,400億円程度)

○ 離職者等の緊急雇用・居住確保対策に係る特別交付税措置